

幸手市下水道事業審議会 第3回審議会

次 第

日時 令和6年8月23日（金）

午後2時00分から

場所 幸手市 水道部 会議室

1 開 会

2 議題

- (1) これまでの審議会の振り返り
- (2) 幸手市下水道事業の課題
- (3) 課題解決の基本方針について
- (4) 下水道使用料改定に向けた取り組みについて
- (5) 下水道使用料改定案について

3 連絡事項

4 閉 会

○配布資料

①次第（本紙）

②資料1 下水道審議会 第3回 議題(1)～(5)資料

③資料2 下水道使用料一覧（令和6年8月現在）

④資料3 幸手市公共下水道事業経営戦略（抜粋）

幸手市下水道事業審議会

第3回審議会

令和6年8月23日（金）午後2時

幸手市 水道部 会議室

目次

1. これまでの審議会の振り返り	P1
2. 幸手市下水道事業の課題	P5
3. 課題解決の基本方針について	P13
4. 下水道使用料改定に向けた取り組みについて	P23
5. 下水道使用料改定案について	P30

1. これまでの審議会の振り返り

諮問事項と諮問の趣旨

公共下水道事業を取り巻く、
厳しい経営状況

- ・既存施設の維持管理や
老朽化に伴う更新
- ・節水思考や人口減少により
水需要は減少傾向にあり、
下水道使用料収入は4年連続で減収



公共下水道事業を
将来にわたって安定的に経営し、
経営健全化を図るために、

適切な下水道使用料の在り方

について諮問します。

1. これまでの審議会の振り返り

資料1-2

公営企業等の更なる経営改革の推進について

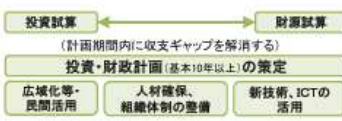
公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
- 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
- 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
- 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念

さらに厳しい経営環境

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う



相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討



公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

13

経営戦略の改定に当たっての留意事項

「経営戦略」の改定推進について(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

- 経営戦略の見直しに当たっては、特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革(料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等)の検討
- なお、現在、経営戦略の策定を要件としている水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。

令和6年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について(令和6年1月22日付け公営企業三課室事務連絡)

- 賃金や物価の上下動などの社会経済情勢の変化への的確な対応や、情報通信技術や新技術の活用などの効率化・経営健全化の取組が重要であることから、物価高騰の影響のほか、DX・GXの取組についても、経営戦略に適切に反映させること。
- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症変更後も、テレワークの普及等の行動変容が一定程度定着していることから、このような新たな経営環境を踏まえた改定を行うことも重要であること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、令和6年度から令和8年度までを発行期間とする交通事業債(経営改善推進事業)の対象事業は、地方財政法に定める「資金の不足額」が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済(※)の事業としていること。
 - ※ 令和7年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえた経営戦略を改定済、又は改定に着手している事業、令和8年度は新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化を踏まえ経営戦略を改定済である事業とする。

20

出典：全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議（令和5年1月24日開催）【資料1】：公営企業課関係資料

- ・ 総務省は令和7年度までに経営戦略の改定を指示
- ・ 下水道経営の将来の見通しを作成する必要がある
- ・ 将来の経営状況が芳しくない事業は、使用料適正化の検討が必要となる

1. これまでの審議会の振り返り

出典：国土交通省

幸手市の経営戦略の策定状況

本市の経営戦略 策定状況

①令和2年度 経営戦略 策定
国交省より経営戦略に「経費回収率向上に向けたロードマップ」を盛り込むよう指示あり

②令和4年度 「経費回収率向上に向けたロードマップ」の内容に追加があり、一部見直し

③令和7年度 総務省 経営戦略改定期限
公共下水道事業の経営戦略改定予定

経費回収率向上に向けたロードマップの記載事項（令和4年度）

社会資本整備総合交付金等の交付要件を満たすための経営戦略に記載すべきポイント

定量的な業績指標及び目標年限の記載例（3. ①関係）

- 経営分析には複数の指標を用いるべきであり、例として、経費回収率、経常収支比率、水洗化率等が挙げられる（経営比較分析表における経営指標の概要を参考）
- 業績指標に対し目標値を設定する際、現状値からどの程度推移しているか。現状値、中間値、目標値の設定など段階的な目標設定を記載すること

収入増加のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②a関係）※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること
（例：令和○年度までに経費回収率を○%に向上させるため令和○年度に使用料改定を実施する）
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
（例：令和○年度から継続して～を実施している）

支出削減のための具体的取組及び実施時期の記載例（3. ②b関係）※

- 業績指標達成のため、具体的な取組をいつ実施するのかを記載すること
（例：令和○年度に包括的民間委託等の実施により維持管理費の削減を図る）
- 具体的取組を記載する際、取組を「検討する」のみ記載するだけでなく、具体的な実施時期も記載
- 業績指標達成に向け、既に実施している取組がある場合は、継続して実施している旨記載
（例：令和○年度から継続して～を実施している）

※既に経費回収率100%以上の団体については、今後も100%を維持するための具体的な取組を「引き続き」実施する旨記載願います

※業績指標と業績指標達成のための具体的取組については、なるべくリンクするように記載願います 1

1. これまでの審議会の振り返り

幸手市の経営戦略の策定状況

本市の経営戦略

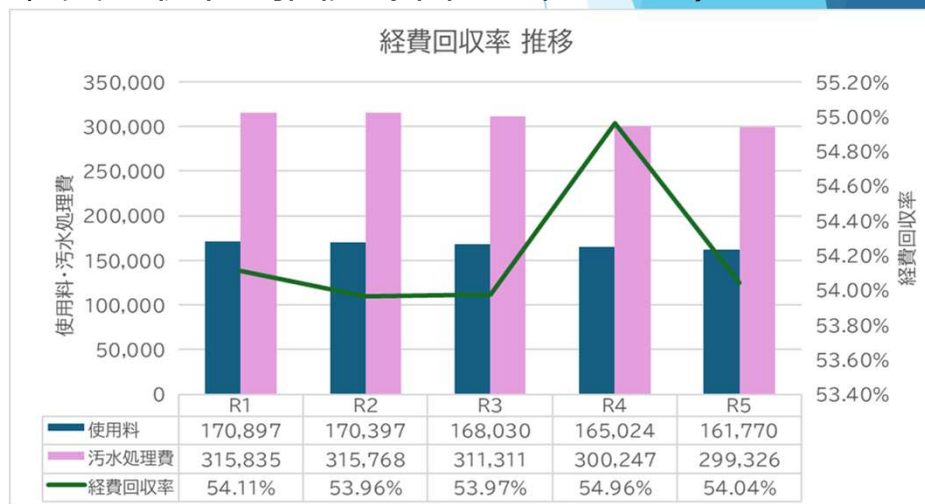
- ①令和2年度 経営戦略策定
 - ・ 現在、市のHPに公表中
 - ・ 使用料適正化について記載
- ②令和4年度に「経費回収率向上に向けたロードマップ」より
 - ・ 使用料改定の検討に伴い、投資財政計画を修正
- ③令和6年度 今回の審議会の答申を受けロードマップ策定
 - ・ 経費回収率向上に向けたロードマップの策定
- ④令和7年度 今回の審議会を踏まえ、経営戦略改定
 - ・ 経営戦略の改定について審議会に諮問

2. 幸手市下水道事業の課題

これまでの審議会を踏まえた現状分析や将来の事業環境から、幸手市では以下のような課題があります。

- ①人口減少や節水機器の普及等による下水道使用料収入の減少
 - ・香日向地区への幹線管渠整備により、一時的に増収するが、人口減少や節水機器の普及等により下水道使用料収入は、減少する見込み
- ②下水道使用料対象経費を下水道使用料収入で賄えていない
 - ・毎年度経費回収率が100%を達していない
 - ・幸手市では汚水処理にかかる経費のうち、令和5年度は約1.38億円が使用料収入で賄えていない
- ③維持管理費の増加
 - ・令和7年度に流域下水道維持管理負担金の改定
次ページ参照
- ④下水道の改築・更新事業に伴う建設事業費の増加

経費回収率 推移（単位：千円、%）



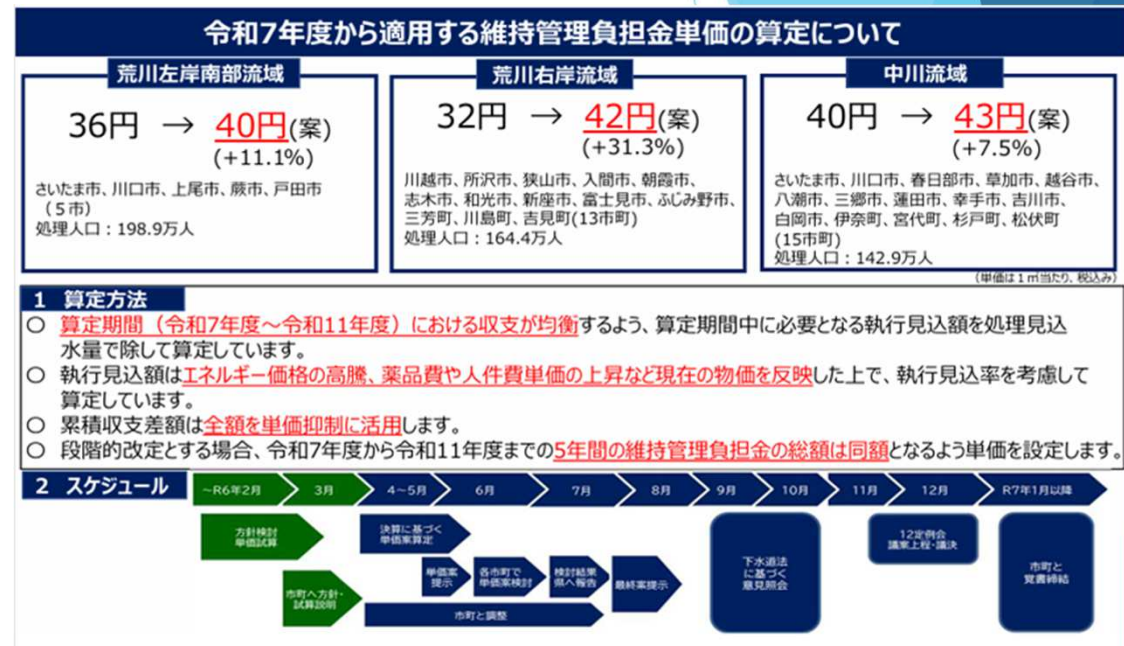
2. 幸手市下水道事業の課題

① 令和7年度中川流域下水道維持管理負担金の増加

令和7年度より、中川流域下水道維持管理負担金の改定を予定しています。これにより、負担金単価は前年度比**7.5%の増加**となり、更なる負担増が予想されます。

② 維持管理費の増加

幸手市では、昭和60年の事業着手から約40年が経過し、施設の老朽化の進行に伴う維持管理費の増加が見込まれます。また、ほか事務費も電気料金改定等による物価上昇の影響で増加しており、今後経営状況の悪化が予想されます。



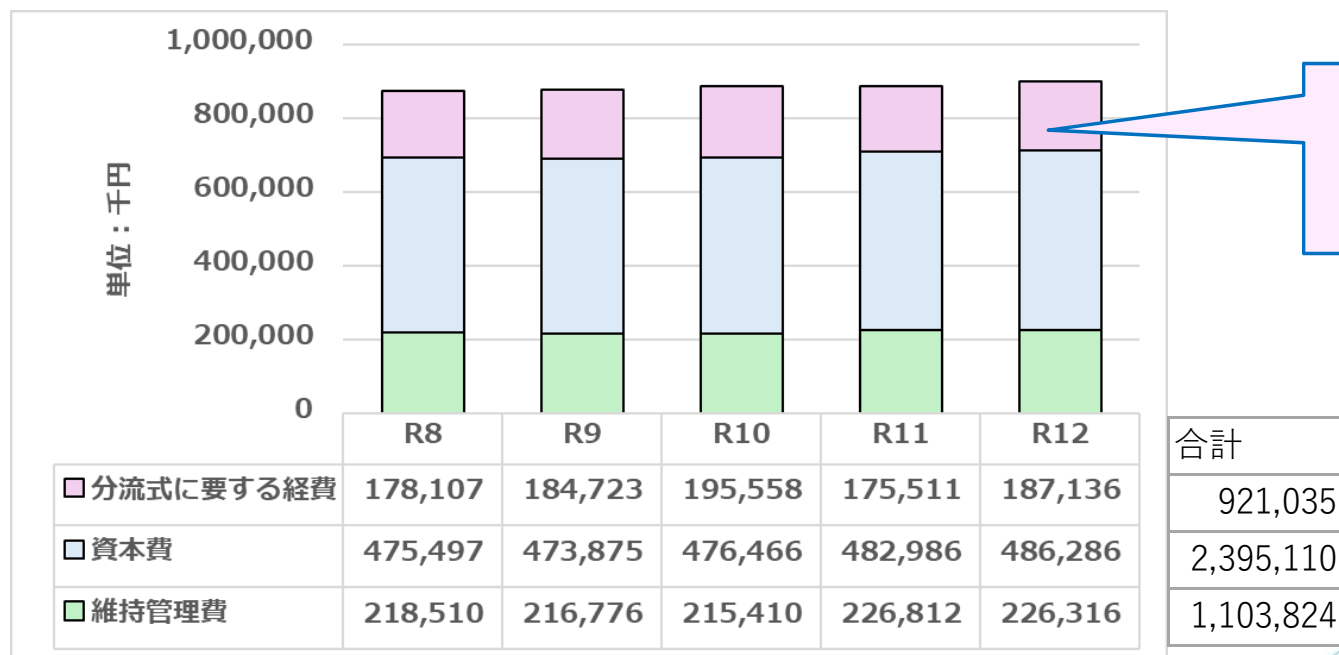
使用料対象経費の算定（令和4年度投資・財政計画の見直し資料より）

使用料対象経費の算定は、令和2年度に策定した経営戦略（計画期間：令和3年度から令和12年度）及び令和4年度に一部見直した投資・財政計画の資料を基に、令和8年度～令和12年度の5年間で算出しました。

使用料対象経費の算定結果

令和8年から令和12年にかけて下水道事業コストは年間7億円前後で推移する見込みです。

*** 令和7年度の中川流域下水道維持管理負担金単価改定等により数値修正**



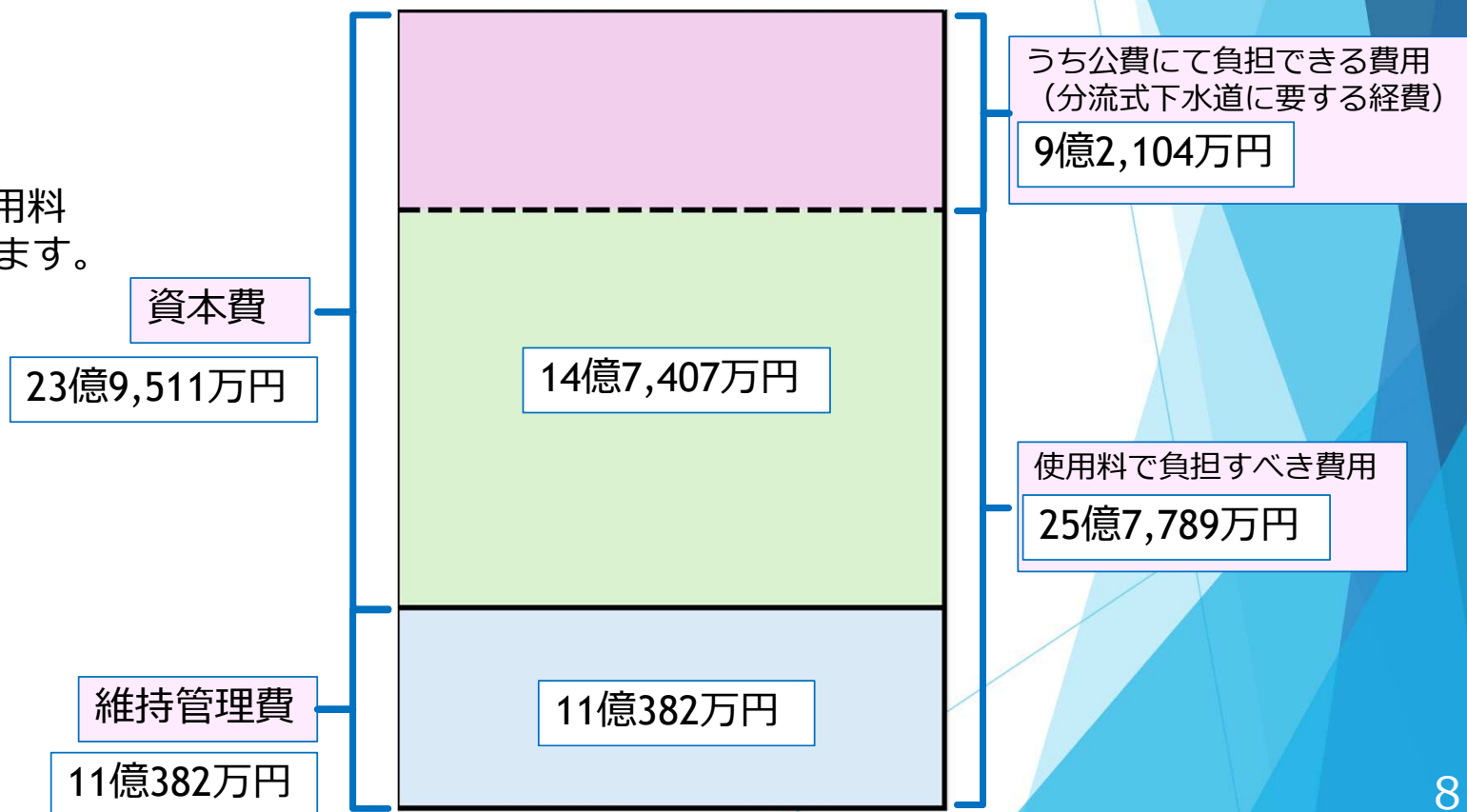
資本費のうち分流式に要する経費は公費にて負担

使用料対象経費の算定（令和4年度投資・財政計画の見直し資料より）

使用料対象経費の算定結果

令和8年から令和12年にかけて下水道事業コストは年間7億円前後で推移する見込みです。

- 全体で**34億9,893万円**です。
- このうち**25億7,789万円**は使用料でご負担いただく必要があります。
- 差額**9億2,104万円**は公費が負担します。



収入の予測

収入の予測

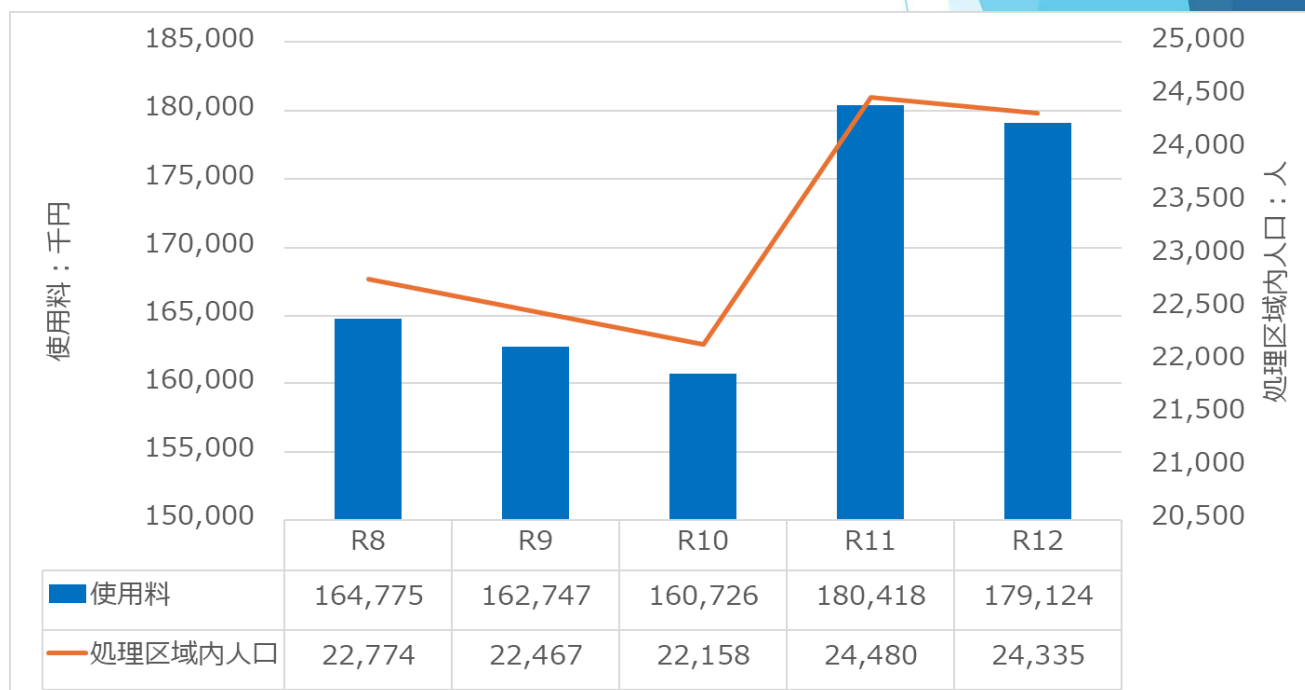
使用料収入は1億6,000万円台で推移しつつ、香日向地区への幹線管渠整備完了後は一度上昇しますが、全般的には、人口減少に起因する減少基調が続く見込みです。

■ 現行使用料を維持した場合

・ 令和8年度～令和12年度の収入
合計額は8億4,779万円です。
(1年あたりの平均額は1億6,956万円)

・ 5年間で17億3,010万円
不足します。

$$\left(\begin{array}{ccc} \text{対象経費} & - & \text{収入} & = & \text{不足額} \\ 25\text{億}7,789\text{万円} & & 8\text{億}4,779\text{万円} & & 17\text{億}3,010\text{万円} \end{array} \right)$$



収入の予測

収支の予測(R8-R12総額)

支出合計

収入合計

資本費
23億9,511万円

維持管理費
11億382万円

9億2,104万円

現行のままの場合
の使用料収入
8億4,779万円

長期前受金戻入
8億1,154万円（控除額）

赤字額
9億1,856万円

公費にて負担できる費用
（分流式下水道に要する経費）

※経費回収率：48.0%

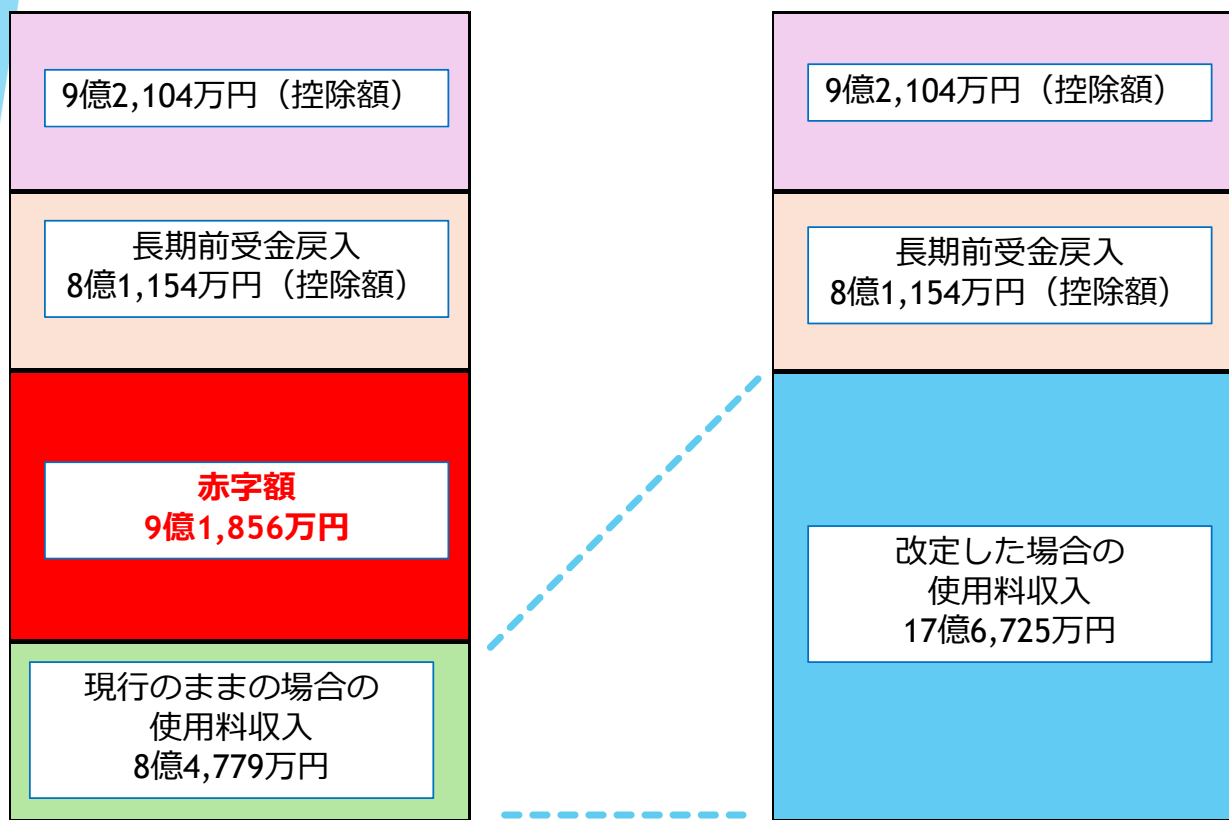
この額の補填が必要

・全体で
34億9,893万円で
す。

収入の予測

目指すべき目標について

使用料対象経費を回収したうえで、将来の更新投資分を確保し、収支を均衡させる必要があります。



- ・ 1年あたりおよそ1億8,329万円（5年間で約9億1,650万円）増収見込みです。
- ・ 経費回収率48.0%→100.0%（52.0%増）

改定率が現行使用料から**約108.5%**

収入の予測

目指すべき目標について

パターン1 経費回収率 80%を目標

パターン2 経費回収率 90%を目標

パターン3 経費回収率 100%を目標

(単位：千円)

(単位：円)

	R8	R9	R10	R11	R12	合計	経費回収率見込み	20㎡当たり単価
現行使用料	164,775	162,747	160,726	180,418	179,124	847,790	48%	1,595
67.5%改定 パターン1	275,999 (+111,224)	272,602 (+109,855)	269,217 (+108,491)	302,200 (+121,782)	300,033 (+120,909)	1,420,049 (+572,261)	80%	2,672
87.6%改定 パターン2	309,119 (+144,344)	305,314 (+142,567)	301,523 (+140,797)	338,464 (+158,046)	336,037 (+156,913)	1,590,455 (+742,667)	90%	2,992
108.5%改定 パターン3	343,557 (+178,782)	339,328 (+176,581)	335,114 (+174,388)	376,171 (+195,753)	373,474 (+194,350)	1,767,644 (+919,854)	100%	3,326

※表内の括弧書きは、現行からの増加額を表します。

経費回収率を80%以上目標とするには、現行使用料から67.5%以上の改定が必要

3. 課題解決の基本方針について

【経営戦略P22に記載されている経営の基本方針】

施策（1）基準外繰入金の削減と経費回収率の向上

施策（2）費用対効果等を踏まえた計画的な未普及
整備の実施と接続促進

施策（3）組織体制や業務分担の適正化

3. 課題解決の基本方針について

前頁の基本方針を踏まえた具体的な取組みについて記載いたします。

施策（1）基準外繰入金の削減と経費回収率の向上

下水道事業運営においては、汚水処理に要する費用を使用料で賄うことが原則とされています（汚水私費の原則）。汚水私費の原則に基づく自律的な経営基盤を構築していくために、短期的な観点に加えて、中長期的な観点から適正な使用料水準を検討していきます。

短期的な観点からは、**基準外繰入金の削減**による現金不足を補うことを目標として、使用料水準の検討を行います。また、中長期的な観点からは、本市における使用料収入・繰入金・企業債等の様々な財源の適正なバランスを検討したうえで、**経費回収率の向上**を目標として、使用料水準の検討を行います。

3. 課題解決の基本方針について

基準外繰入金の削減と経費回収率の向上「雨水公費・污水私費の原則」

1. 雨水に係る経費 = 公費（税金）など

雨水は自然現象に起因するもので、雨水の排除は都市機能の保全につながるなど、効果が広く一般市民におよぶため。

※現在、幸手市公共下水道事業では、雨水事業は行っていません。

2. 污水に係る経費 = 下水道使用料

污水を排出する人が特定でき、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人が特定されていることから、「**受益者負担の原則**」に照らし、公費（税金）で負担すべき経費を除き**使用料**で賄う。

污水私費の原則と合わせ



○独立採算制の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。（地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条）

○経費の負担の原則

地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。（地方公営企業法第17条の2（経費の負担の原則）第2項

3. 課題解決の基本方針について

優先すべき事案として

下水道使用料の適正化

使用料収入の不足を補うために、適正な下水道使用料を設定します。

幸手市では汚水処理にかかる経費のうち、令和5年度で**約1.38億円**が**使用料収入で賄えておらず**、差額は一般会計繰入金等で補填している状態です。少子高齢化に伴う社会補償費の増加や人口減少による税収低下を踏まえると、一般会計からの補填は、公共下水道を使用できない約半数の市民が支払った税金の一部を公共下水道に使用していることになり、この状態が続くと市民への行政サービスの提供に支障が出るため、早急に下水道事業の経営健全化に取り組む必要があります。そのためにも、適正な下水道使用料の設定が不可欠となります。

3. 課題解決の基本方針について

今後の経営目標

適正な下水道使用料を設定のうえで以下の経営目標を設定します。

経費回収率 **100%** 達成

現状の経費回収率では、使用料で約半分の経費しか賄えていない状態

○令和5年度実績

汚水処理原価150円に対し、使用料単価は81円となり、約**69円不足**している。

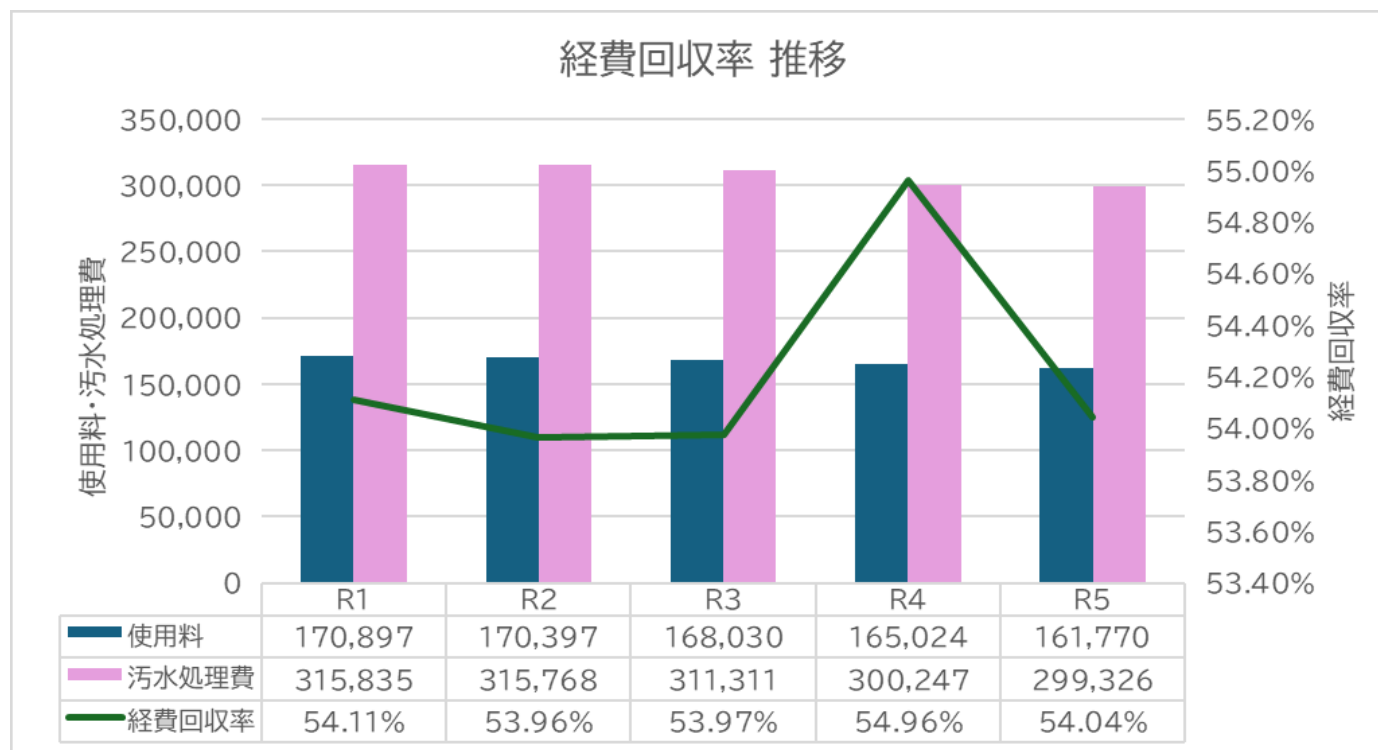
収益	使用料単価 81円	不足額 69円
費用	汚水原価 150円	

3. 課題解決の基本方針について

幸手市公共下水道事業 経費回収率

※経費回収率：下水道使用料対象経費を下水道使用料で賄えている割合（100%だと賄えている）

※下水道使用料対象経費：下水道使用料収入にて賄うべき経費



汚水処理費は減少傾向にありますが、使用料収入も減少傾向にあるため、経費回収率は下がり、令和5年度実績、54.04%であることから、下水道使用料対象経費を下水道使用料収入で賄えていないことがわかります。

3. 課題解決の基本方針について

施策（2）費用対効果等を踏まえた計画的な未普及整備の実施と接続促進

下水道計画区域を定期的に見直し、事業規模の適正化を図ります。現在の下水道計画区域は、コスト比較の結果、下水道で整備することが効率的な区域として設定されていますが、今後の人口減少等により、効率的な区域は変化していくと想定されるため、必要に応じて区域の見直しを図ります。

3. 課題解決の基本方針について

今後の経営目標として、「下水道使用料の適正化」以外も「①水洗化率の向上」、「②不明水の削減」に取組み、収入増加・経費削減に向けた企業努力を継続していきます。

施策（2）費用対効果等を踏まえた計画的な未普及整備の実施と接続促進

①水洗化率の向上

令和5年度における幸手市の水洗化率は82.3%となっており、未接続者からは下水道使用料を徴収していないため、広報での周知や戸別訪問などを実施し、水洗化率の向上による下水道使用料の増収を図ります。

※水洗化率とは、下水道の整備が完了している区域にお住まいの人のうち、実際に下水道に接続している人の割合です。

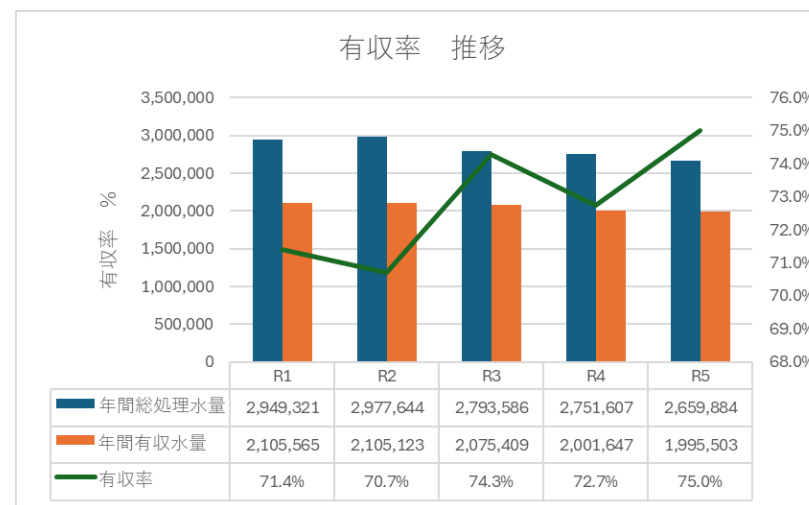
3. 課題解決の基本方針について

施策（2）費用対効果等を踏まえた計画的な未普及整備の実施と接続促進

②不明水の削減

雨水や地下水（不明水）が混入する原因を突き止め、汚水処理にかかる費用を削減します。

不明水が混入すると水量が増え、汚水処理にかかる費用が増加します。不明水の発生している地域を絞り込み、対策案の立案から実行へと、段階的に進めていきます。



3. 課題解決の基本方針について

施策（3）組織体制や業務分担の適正化

未普及整備と老朽化対策の双方に対応していくため、職員数を維持し、ノウハウや知識の継承に向けた検討を進めるとともに、効率的な組織体制・業務分担の構築に向けて組織のあり方の見直しを検討していきます。

また、本市と同じく中川流域に接続している近隣事業体に加え、他の流域下水道に接続している近隣の事業体との共同化の可能性も含め、近隣の事業体との維持管理業務の共同化を検討していきます。

今後本市では、維持管理や経営管理業務に加え、未普及整備事業の他、老朽化対策等が必要となり、業務量が増加していくことが予想されますので、適切な下水道サービスを持続的に提供していくために、行政のみではなく、民間事業者と連携した包括的民間委託の導入について検討を進めていきます。

4. 下水道使用料改定に向けた取り組みについて

1か月換算 使用料改定に関する県内動向（中川流域加盟団体）＊県内団体は別紙にて説明

番号	自治体名	下水道使用料（20㎡あたり）	現行使用料施行年月日	次回使用料改定予定時期
1	白岡市	2,806	R06.04.01	未定
2	越谷市	2,574	R03.09.01	未定
3	さいたま市	2,459	H26.06.01	未定
4	伊奈町	2,398	H30.04.01	未定
5	春日部市	2,376	H28.07.01	R08.04.01
6	三郷市	2,214	R02.04.01	R09.04.01
9	八潮市	2,175	R06.07.01	未定
7	松伏町	2,035	H30.08.01	R09.04.01
8	川口市	1,998	H30.07.01	未定
10	蓮田市	1,980	H27.10.01	未定
11	草加市	1,947	H29.04.01	R09.04.01
12	宮代町	1,883	H19.04.01	未定
13	杉戸町	1,870	H28.01.01	未定
14	吉川市	1,870	H10.04.01	未定
15	幸手市	1,595	H03.04.01	令和8年度予定
	14団体平均（幸手市以外）	2,185	-	-

- ・ 八潮市は令和6年7月1日、白岡市は令和6年4月1日に改定
- ・ 次回使用料改定予定時期、今後5年以内に幸手市含めた中川流域加盟団体5団体が使用料改定を検討（青枠参照）
- ・ 県内では上記含め、51団体中14団体で今後5年以内で使用料改定を検討
- ・ 流域下水道維持管理負担金の改定による経費増も要因となっている

4. 下水道使用料改定に向けた取り組みについて

他市事例について

①白岡市

使用料改定の目的

- ・経費回収率の向上 令和3年度公共下水道事業 76% **100%を目指す**
 - 1) 「独立採算制の原則」、「汚水私費の原則」に基づく経営が実現できていない
 - 2) 使用者の利便性向上に資する費用を下水道使用料で賄いきれず、収入不足分を一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で補っているため、経費回収率を100%にする

審議会答申時期 改定時期

- ・令和3年10月6日 ・令和4年10月、令和6年4月

改定割合

- ・改定前 2, 0 7 0 円 / 2 0 m³ ・ 1 か月
- ・令和4年10月 2, 4 4 3 円 / 2 0 m³ ・ 1 か月（3 7 3 円値上げ）（17.8%改定）
- ・令和6年4月 2, 8 0 6 円 / 2 0 m³ ・ 1 か月（7 3 6 円値上げ）（35.6%改定）令和4年4月の使用料からの改定率

4. 下水道使用料改定に向けた取り組みについて

他市事例について

②桶川市

使用料改定の背景

- ・ 今後の下水道施設の更新で今後活用する、社会資本整備総合交付金（国庫補助金）の重点配分の対象条件を満たしていない
- ・ 対象条件は、「令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円（税抜き以下同じ）/ m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合」**経費回収率の向上と将来の更新投資分を確保する水準**

審議会答申時期

改定時期

- ・ 令和4年11月8日
- ・ 令和6年4月（2段階目は令和10年を予定）

改定割合

- ・ 改定前 1, 800円 / 20 m³ ・ 1か月
- ・ 第1段階 2, 600円 / 20 m³ ・ 1か月（800円値上げ）（44%改定）
- ・ 第2段階 3, 350円 / 20 m³ ・ 1か月（1,550円値上げ）（令和6年3月時の現行使用料から86%改定）

4.下水道使用料改定に向けた取り組みについて

他市事例について

③深谷市

使用料改定の背景

- ・基準外繰入金の解消

改定時期

- ・平成27年12月1日、平成30年6月1日、令和2年12月1日 ※令和2年度の改定により経費回収率は100%へ

改定割合

【税抜き】

		第1段階	第2段階	第3段階
改定時期		平成27年12月1日	平成30年6月1日	令和2年12月1日
基本使用料		1,600円	1,800円	2,000円
従量使用料	1m ³ -10m ³	40円	60円	80円
	11m ³ -40m ³	80円	100円	120円
	41m ³ -100m ³	130円	160円	180円
	101m ³ -	200円	200円	200円
20m ³ 当たり使用料		2,200円	2,700円	3,200円
前回比		-	21%	18%

4. 下水道使用料改定に向けた取り組みについて

幸手市の下水道事業使用料改定の目標

経費回収率100%を目指す

公共下水道事業は公営企業であり、本来ならば、15頁にあるように経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充て、経営される必要があること（独立採算制の原則）、また、下水道を使用する個人が排出する汚水の処理費用は、原則として私費で負担する（汚水私費の原則）必要があります。

一方で、一般会計の財源は、下水道の利用にかかわらず市に納入する市税を主な財源としています。市税には、公共下水道の未利用者の負担分も含まれているため、一般会計から多額の繰入金を下水道会計に繰り入れることは、税負担に対する受益の公平性の観点から課題があると考えられます。

幸手市は、独立採算制の原則にあたる**経費回収率100%を目指し**使用料改定を行う必要があります。

①ロードマップ作成について

国交省通知

令和5年4月3日

社会資本整備総合交付金の交付要件にあたり、令和2年度までに公営企業会計に移行した下水道事業は、令和7年度に社会資本整備総合交付金の活用の場合は、**令和6年度**までに

- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・経費回収率向上に向けたロードマップを策定
- ・国交省へ提出するとともに、検証結果の公表

が義務付けられたため、今年度中に策定します。

社会資本整備総合交付金等の交付要件(経営関係)

(R5.4.3国土交通省下水道部下水道事業課通知の抜粋)

⑤公営企業会計の適用に係る要件

- ・人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
 - ・人口3万人未満の地方公共団体※については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に移行
- ※将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村を除く。

⑥使用料改定の必要性の検証に係る要件

- 公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、
- ・下水道使用料の改定の必要性に関する検証
- ・経費回収率の向上に向けたロードマップを策定
- ・国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表

(※令和2年度の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していない団体は、公営企業会計に基づく予算・決算に移行した年度以降。)



戦略の見直しR7年度まで
(総務省通知:R4.1.25)

※参照される総務省通知
1.総務省通知:H27.1.27
2.総務省通知:H31.1.25

②＜参考＞幸手市の経営戦略の策定状況（重点配分対象を活用の場合）

国交省通知「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項」
令和2年7月22日より

令和7年度以降で施設更新を行う際は、以下いずれかに該当している場合、**社会資本整備総合交付金（国庫補助金）の重点配分の対象としないこととする。**

①ロードマップの作成 ＊今後経営戦略で策定

②①を作成のうえで

- ・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ・令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

本市公共下水道事業（令和5年度実績）

- ①供用開始 ⇒ 34年経過
- ②使用料単価 ⇒ 81.07円（150円には68.93円不足）
- ③経費回収率 ⇒ 54.04%（80%には25.96%不足）
- ④使用料改定 ⇒ 改定実績なし

経費回収率向上の取り組みを実施しない場合、国庫補助金がもらえなくなる。
今後も更新事業時には、社会資本整備総合交付金の重点配分の活用できないと、財源が不足するため、
本市にとって国庫補助金の確保は必須。

※今後、交付に当たっての要件となりますので、最低でも経費回収率80%以上の使用料の改定を必要とします。

5. 下水道使用料改定案について

現行の使用料体系について

- ・ 料金徴収区分は一般汚水のみ
- ・ **基本使用料に従量使用料を加算する二部使用料制**
- ・ 汚水排除量の増加に応じて使用料が高くなる累進使用料
- ・ 一般家庭（2～3人の世帯）では20m³/月の使用料換算での目安は**1,450円**となります。

使用水量別の使用料（税抜き）	
使用水量（2か月）	使用料
	現行
10m ³	700円
20m ³	1,400円
30m ³	2,100円
40m ³	2,900円
60m ³	4,500円
100m ³	8,500円
300m ³ 超	32,500円

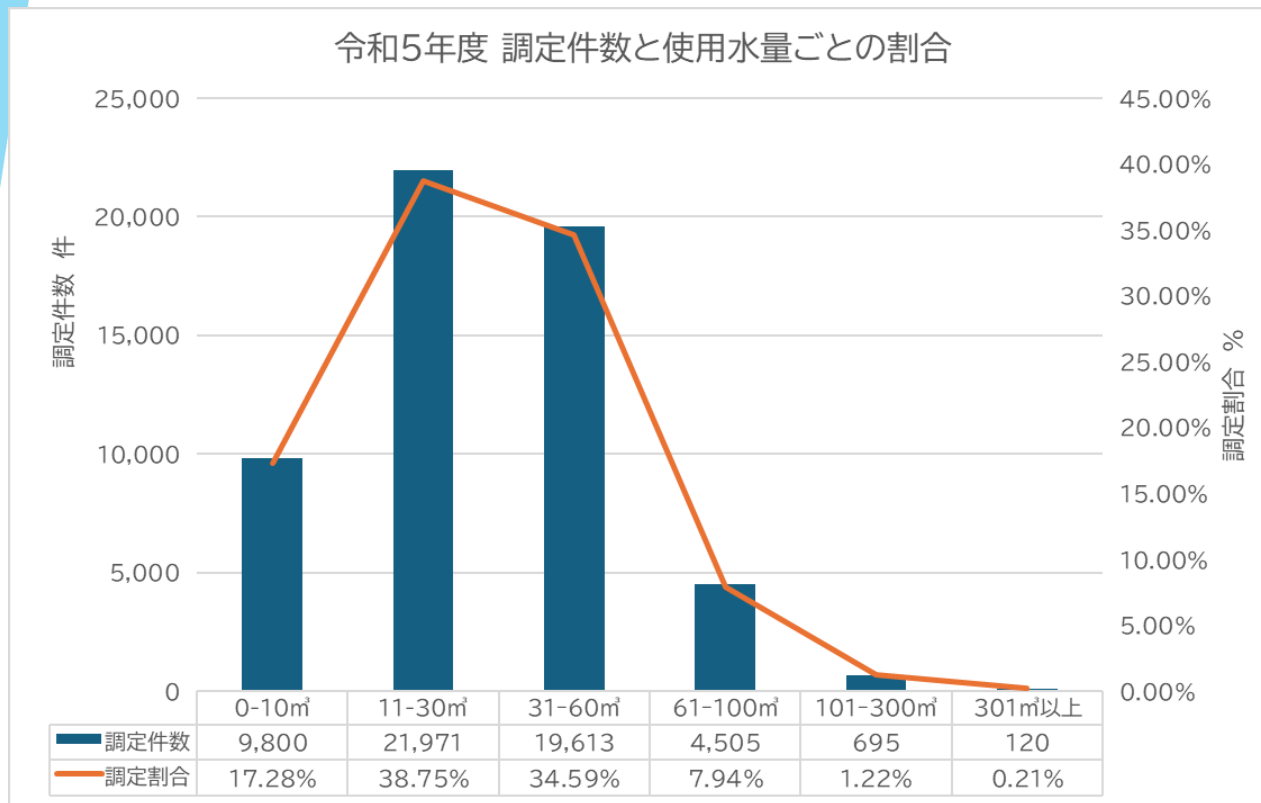
使用料体系の概要・考え方	基本料金(税抜き) 一般汚水	排除汚水量10立方メートルまで	700円
	超過料金(税抜き)	10立方メートルを超え30立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-10立法メートル)×70円]
		30立方メートルを超え60立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-30立法メートル)×80円+1,400円]
		60立方メートルを超え100立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-60立法メートル)×100円+3,800円]
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-100立法メートル)×120円+7,800円]
		300立方メートルを超えるもの	[基本料金+(汚水排出量-300立法メートル)×140円+31,800円]
	公衆浴場(税抜き)		[(汚水排出量×60円)]

一般家庭（2～3人の世帯）の20m³/月の計算例

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{[基本料金: 700円]} & + & \text{[10m}^3\sim\text{30m}^3\text{: 20m}^3 \times 70\text{円]} & + & \text{[31m}^3\sim\text{40m}^3\text{: 10m}^3 \times 80\text{円]} & = & \text{2,900円 (1か月換算で1,450円)} \\
 700\text{円} & & 1,400\text{円} & & 800\text{円} & &
 \end{array}$$

5. 下水道使用料改定案について

各水量区分ごとの利用者層について



幸手市の特徴として

- ・ 2～3人の世帯（11－30m³）
 - ・ 3～5人の世帯（31－60m³）
- 利用者が多く、約73%になります。

また

基本使用料の範囲内の利用者である
単身または2人世帯（0－10m³）を合わせると、**約91%**となります。

5. 下水道使用料改定案について

① 経費回収率を踏まえた、使用料改定率の検討

以上の点と前回の審議事項を踏まえ、以下の3ケースを設定しました。

パターン①：現行の料金体系で経費回収率80%にした場合

パターン②：現行の料金体系で経費回収率90%にした場合

パターン③：現行の料金体系で経費回収率100%にした場合

(単位：千円)

(単位：円)

	R8	R9	R10	R11	R12	合計	経費回収率見込み	20m ³ 当たり単価
現行使用料	164,775	162,747	160,726	180,418	179,124	847,790	48%	1,595
67.5%改定 パターン①	275,999 (+111,224)	272,602 (+109,855)	269,217 (+108,491)	302,200 (+121,782)	300,033 (+120,909)	1,420,049 (+572,261)	80%	2,672
87.6%改定 パターン②	309,119 (+144,344)	305,314 (+142,567)	301,523 (+140,797)	338,464 (+158,046)	336,037 (+156,913)	1,590,455 (+742,667)	90%	2,992
108.5%改定 パターン③	343,557 (+178,782)	339,328 (+176,581)	335,114 (+174,388)	376,171 (+195,753)	373,474 (+194,350)	1,767,644 (+919,854)	100%	3,326

※表内の括弧書きは、現行からの増加額を表します。

5. 下水道使用料改定案について

令和8年度に経費回収率80%、90%、100%達成を踏まえ、改定した場合の使用料体系、改定割合は以下の通りです。

使用料体系					
	水量区分	使用料			
		現行	パターン①	パターン②	パターン③
基本料金（2か月）	～10㎥	700円	1,141円 （163%）	1,288円 （184%）	1,428円 （204%）
超過料金 （1㎥あたり）	11㎥ - 30㎥	70円	114円 （163%）	129円 （184%）	143円 （204%）
	31㎥ - 60㎥	80円	130円 （163%）	147円 （184%）	163円 （204%）
	61㎥ - 100㎥	100円	163円 （163%）	184円 （184%）	204円 （204%）
	101㎥ - 300㎥	120円	196円 （163%）	221円 （184%）	245円 （204%）
	301㎥～	140円	228円 （163%）	258円 （184%）	286円 （204%）

・ 現行の使用料体系をもとに経費回収率100%達成目標に改定を行うと、使用料増加割合が現行の**約10割**以上になります。

・ 経費回収率80%では現行の**約6割**の増加割合になります。

※表内の括弧書きは、現行からの改定割合を表します。

5. 下水道使用料改定案について

② 経費回収率を踏まえた、使用料体系改定案の検討

現行の使用料体系や利用者層を踏まえ、経費回収率の向上のため
改めて以下の3ケースを設定しました。

ケース①：基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き

ケース②：超過料金のみを値上げし基本料金は据え置き

ケース③：基本料金・超過料金双方を値上げ

上記3ケースで経費回収率 80%・90%・100% で設定する。

5. 下水道使用料改定案について

ケース1 基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き

使用料体系改定案（単位：円・税抜）

使用料体系					
	水量区分	使用料			
		現行	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
基本料金（2か月）	～10 [㎥]	700円	2,821円 (403%)	3,500円 (500%)	4,186円 (598%)
超過料金 (1 [㎥] あたり)	11 [㎥] - 30 [㎥]	70円	70円 (100%)	70円 (100%)	70円 (100%)
	31 [㎥] - 60 [㎥]	80円	80円 (100%)	80円 (100%)	80円 (100%)
	61 [㎥] - 100 [㎥]	100円	100円 (100%)	100円 (100%)	100円 (100%)
	101 [㎥] - 300 [㎥]	120円	120円 (100%)	120円 (100%)	120円 (100%)
	301 [㎥] ～	140円	140円 (100%)	140円 (100%)	140円 (100%)

※表内の括弧書きは、現行からの改定割合を表します。

5. 下水道使用料改定案について

ケース2 超過料金のみを値上げし基本料金は据え置き 使用料体系改定案（単位：円・税抜）

使用料体系					
	水量区分	使用料			
		現行	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
基本料金（2か月）	～10 ^{m³}	700円	700円 (100%)	700円 (100%)	700円 (100%)
超過料金 (1 ^{m³} あたり)	11 ^{m³} - 30 ^{m³}	70円	126円 (179.3%)	144円 (205.0%)	162円 (231.0%)
	31 ^{m³} - 60 ^{m³}	80円	143円 (179.3%)	164円 (205.0%)	185円 (231.0%)
	61 ^{m³} - 100 ^{m³}	100円	179円 (179.3%)	205円 (205.0%)	231円 (231.0%)
	101 ^{m³} - 300 ^{m³}	120円	215円 (179.3%)	246円 (205.0%)	277円 (231.0%)
	301 ^{m³} ～	140円	251円 (179.3%)	287円 (205.0%)	323円 (231.0%)

※表内の括弧書きは、現行からの改定割合を表します。

5. 下水道使用料改定案について

ケース3 基本料金・超過料金双方を値上げ

使用料体系改定案（単位：円・税抜）

使用料体系					
	水量区分	使用料			
		現行	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
基本料金（2か月）	～10m ³	700円	1,141円 (163%)	1,288円 (184%)	1,428円 (204%)
超過料金 (1m ³ あたり)	11m ³ - 30m ³	70円	114円 (163%)	129円 (184%)	143円 (204%)
	31m ³ - 60m ³	80円	130円 (163%)	147円 (184%)	163円 (204%)
	61m ³ - 100m ³	100円	163円 (163%)	184円 (184%)	204円 (204%)
	101m ³ - 300m ³	120円	196円 (163%)	221円 (184%)	245円 (204%)
	301m ³ ～	140円	228円 (163%)	258円 (184%)	286円 (204%)

※表内の括弧書きは、現行からの改定割合を表します。

※P33のパターン①②③と同じ計算になります。

5. 下水道使用料改定案について

一般家庭に与える使用料改定の影響

ケース1 基本料金のみを値上げし超過料金は据え置き

水量別使用料（単位：円・税抜）

使用水量別の使用料				
使用水量（2か月）	使用料			
	現行	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
10m ³	700円	2,821円 (2,121円増加)	3,500円 (2,800円増加)	4,186円 (3,486円増加)
20m ³	1,400円	3,521円 (2,121円増加)	4,200円 (2,800円増加)	4,886円 (3,486円増加)
30m ³	2,100円	4,221円 (2,121円増加)	4,900円 (2,800円増加)	5,586円 (3,486円増加)
40m ³	2,900円	5,021円 (2,121円増加)	5,700円 (2,800円増加)	6,386円 (3,486円増加)
60m ³	4,500円	6,621円 (2,121円増加)	7,300円 (2,800円増加)	7,986円 (3,486円増加)
100m ³	8,500円	10,621円 (2,121円増加)	11,300円 (2,800円増加)	11,986円 (3,486円増加)

※括弧書きは、改定前との金額差異（単位：円・税抜）を表します。

一般家庭（2～3人の世帯）

現行料金の20m³/月の計算例

[基本料金：700円] = 700円

[10m³～30m³：20m³ × 70円] = 1,400円

[31m³～40m³：10m³ × 80円] = 800円

計 = 2,900円

(1か月換算で1,450円)

経費回収率 80% 1か月換算で2,510円
(1,060円増加)

経費回収率 90% 1か月換算で2,850円
(1,400円増加)

経費回収率100% 1か月換算で3,193円
(1,743円増加)

5. 下水道使用料改定案について

一般家庭に与える使用料改定の影響

ケース2 超過料金のみを値上げし基本料金は据え置き

水量別使用料（単位：円・税抜）

使用水量別の使用料				
使用水量（2か月）	使用料			
	現行	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
10m ³	700円	700円 （0円増加）	700円 （0円増加）	700円 （0円増加）
20m ³	1,400円	1,960円 （560円増加）	2,140円 （740円増加）	2,320円 （920円増加）
30m ³	2,100円	3,220円 （1,120円増加）	3,580円 （1,480円増加）	3,940円 （1,840円増加）
40m ³	2,900円	4,650円 （1,750円増加）	5,220円 （2,320円増加）	5,790円 （2,890円増加）
60m ³	4,500円	7,510円 （3,010円増加）	8,500円 （4,200円増加）	9,490円 （4,990円増加）
100m ³	8,500円	14,670円 （6,170円増加）	16,700円 （8,200円増加）	18,730円 （10,230円増加）

※括弧書きは、改定前との金額差異（単位：円・税抜）を表します。

一般家庭（2～3人の世帯）

現行料金の20m³/月の計算例

[基本料金：700円] = 700円

[10m³～30m³：20m³ × 70円] = 1,400円

[31m³～40m³：10m³ × 80円] = 800円

計 = 2,900円

（1か月換算で1,450円）

経費回収率 80% 1か月換算で2,325円
（875円増加）

経費回収率 90% 1か月換算で2,610円
（1,160円増加）

経費回収率100% 1か月換算で2,895円
（1,445円増加）

5. 下水道使用料改定案について

一般家庭に与える使用料改定の影響

ケース3 基本料金・超過料金双方を値上げ

水量別使用料（単位：円・税抜）

使用水量別の使用料				
使用水量（2か月）	使用料			
	現行	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
10m ³	700円	1,141円 （441円増加）	1,288円 （588円増加）	1,428円 （728円増加）
20m ³	1,400円	2,281円 （881円増加）	2,578円 （1,178円増加）	2,858円 （1,458円増加）
30m ³	2,100円	3,421円 （1,321円増加）	3,868円 （1,768円増加）	4,288円 （2,188円増加）
40m ³	2,900円	4,721円 （1,821円増加）	5,338円 （2,438円増加）	5,918円 （3,018円増加）
60m ³	4,500円	7,321円 （2,821円増加）	8,278円 （3,778円増加）	9,178円 （4,678円増加）
100m ³	8,500円	13,841円 （5,341円増加）	15,638円 （7,138円増加）	17,338円 （8,838円増加）

※括弧書きは、改定前との金額差異（単位：円・税抜）を表します。

一般家庭（2～3人の世帯）

現行料金の20m³/月の計算例

[基本料金：700円] = 700円

[10m³～30m³：20m³ × 70円] = 1,400円

[31m³～40m³：10m³ × 80円] = 800円

計 = 2,900円

（1か月換算で1,450円）

経費回収率 80% 1か月換算で2,360円
（910円増加）

経費回収率 90% 1か月換算で2,669円
（1,219円増加）

経費回収率100% 1か月換算で2,959円
（1,509円増加）

5. 下水道使用料改定案について

使用料体系案別の特徴

ケース	メリット	デメリット	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
ケース① 基本料金のみを値上げし 超過料金は据え置き	使用水量にかかわらず、全ての利用者が均等負担することが特徴。基本使用料が増加のため、人口や使用水量の増減による影響を受けにくい、収入が安定する。	基本使用料の大幅上昇により、全使用者の負担が増加する。超過料金の使用がない小口の利用者にとっては増加割合が大きい。	大口・小口を問わず すべての利用者の負担額が1,060円増加	大口・小口を問わず すべての利用者の負担額が1,400円増加	大口・小口を問わず すべての利用者の負担額が1,743円増加
ケース② 超過料金のみを値上げし 基本料金は据え置き	使用水量が多くなれば多くなるほどより多く負担することが特徴。使用料改定による少量利用者の負担緩和。	特に大口利用者の負担が過大になり、大口利用者が撤退したり、より節水化に努めたりした場合は、増収の効果は限定的になる。そのため、安定した収入の確保ということに対しては、基本料金の改定に劣る。	10 m ³ までの利用者の負担増加額は 変わりませんが、40m³以上利用すると、875円以上の増加 (ケース①より185円減)になり、100m ³ 以上利用すると3,085円以上の増加となります。	10 m ³ までの利用者の負担増加額は 変わりませんが、40m³以上利用すると、1,160円以上の増加 (ケース①より240円減)になり、100m ³ 以上利用すると4,100円以上の増加となります。	10 m ³ までの利用者の負担増加額は 変わりませんが、40m³以上利用すると、1,445円以上の増加 (ケース①より298円減)になり、100m ³ 以上利用すると5,115円以上の増加となります。
ケース③ 基本料金・超過料金双方 を値上げ	ケース①②双方のメリットを享受でき、利用者負担の公平化に繋がる。	従量区分の収入も見込むため、ケース②同様に利用減少につながると増収の効果が限定的になる。また、料金体系の設定が難しくなる場合がある。	10 m ³ までの利用者の負担増加額は220円となります。 40m³以上利用すると、910円以上の増加 (ケース①より150円減)になり、 100m³以上利用すると2,670円以上の増加 となります。	10 m ³ までの利用者の負担増加額は294円となります。 40m³以上利用すると、1,219円以上の増加 (ケース①より181円減)になり、 100m³以上利用すると3,569円以上の増加 となります。	10 m ³ までの利用者の負担増加額は364円となります。 40m³以上利用すると、1,509円以上の増加 (ケース①より234円減)になり、 100m³以上利用すると4,419円以上の増加 となります。

※ 1か月換算での増加額です。

5. 下水道使用料改定案について

公衆浴場汚水の使用料改定について

自治体名	公衆浴場 料金体系	過去5年 公衆浴場汚水の使用料改定
白岡市	基本料金 ~100m ³ 9,584円 100~ 1m ³ 95円	あり※別掲
越谷市	1m ³ 49円	なし
さいたま市	なし	-
伊奈町	1m ³ 60円	なし
春日部市	1m ³ 65円	なし
三郷市	1m ³ 70円	なし
八潮市	1m ³ 80円	なし
松伏町	1m ³ 70円	なし
川口市	1m ³ 31.9円	なし
蓮田市	1m ³ 60円	なし
草加市	1m ³ 56円	なし
宮代町	1m ³ 57円	なし
杉戸町	1m ³ 60円	なし
吉川市	1m ³ 60円	なし
幸手市	1m ³ 60円	なし※別掲

白岡市改定実績について

	令和4年9月以前	令和4年10月	令和6年4月-
公衆浴場汚水基本使用料	7,068円	8326円	9,584円
改定割合	-	17.8%	15.1%
公衆浴場汚水超過使用料	70円	82円	95円
改定割合	-	17.1%	15.8%

幸手市改定案（括弧内は一般家庭ケース③を想定した比較増減）

	経費回収率80%	経費回収率90%	経費回収率100%
使用水量	98円 (163%)	110円 (184%)	122円 (204%)
10m ³	980円 (-161円)	1,100円 (-188円)	1,220円 (-208円)
40m ³	3,920円 (-801円)	4,400円 (-938円)	4,880円 (-1,038円)
60m ³	5,880円 (-1,441円)	6,600円 (-1,678円)	7,320円 (-1,858円)
100m ³	9,800円 (-4,041円)	11,000円 (-4,638円)	12,200円 (-5,138円)

公衆浴場汚水の使用料改定については、中川流域加盟団体に過去5年以内の実績は白岡市のみです。現在、幸手市は、公衆浴場汚水の使用はありませんが、公平性の観点から鑑みると、今回の改定で公衆浴場汚水も改定を検討した方が妥当であると考え、白岡市同様に一般汚水と同等の改定率で検討します。

5. 下水道使用料改定案について

まとめ

1. 使用料の改定時期

早期に改定することが望ましいが、経営戦略の改定、条例改正、市民周知等の準備期間として1年間の経過措置を設け、令和8年4月1日に行うことが適当であると考えています。

2. 改定率について

本市における改定率については、経費回収率を100%とするのが理想ですが、現在の使用料が低いため、2倍以上の使用料になってしまい、使用者である市民への負担が大きい。

このため、今回の改定率は国庫補助金の交付要件である経費回収率80%を目標とすることが妥当と考えています。

5. 下水道使用料改定案について

まとめ

3. 使用料体系について

基本料金については、使用水量に関わらず発生する経費の一部を各使用者に均等に賦課するものであり、改定率63%（経費回収率80%）で改定することが妥当であると判断しました。

超過料金については、使用水量毎の使用料に負担の偏りがないように、小口利用者の負担軽減を考慮しつつ、大口利用者に対する負担の適正化を図り、使用者の理解が得られるよう、負担の公平性確保に努め、基本料金同様に改定率63%で改定が妥当と判断しました。

なお、公衆浴場については、現在、幸手市に対象となる施設はありませんが、一般汚水と同様の改定が妥当と判断しました。

【幸手市の方針】

下水道事業の財政状況について毎年検証を行い、現在の予測値からどの程度乖離が発生しているかを確認します。その上で、今年度の審議会を踏まえ、次回令和12年度からの経営戦略の策定に合わせ使用料適正化の効果についての検証し、更に見直しを行いたいと考えています。

県内団体下水道使用料一覧（令和 6 年 8 月現在）

下水道使用料 2 0 mあたり

番号		下水道使用料（20mあたり）	現行使用料施行年月日	次回使用料改定予定時期
1	深谷市	3,520	R02.12.01	未定
2	白岡市	2,806	R06.04.01	未定
3	日高市	2,761	H15.07.01	未定
4	桶川市	2,728	R06.04.01	R10.04.01
5	飯能市	2,706	H26.10.01	未定
6	熊谷市	2,585	R05.04.01	未定
7	越谷市	2,574	R03.09.01	未定
8	嵐山町	2,530	H06.04.01	R08.04.01
9	本庄市	2,497	R01.10.01	未定
10	さいたま市	2,459	H26.06.01	未定
11	神川町	2,420	H21.07.01	未定
12	小川町	2,410	H10.10.01	R08.04.01
13	伊奈町	2,398	H30.04.01	未定
14	春日部市	2,376	H28.07.01	R08.04.01
15	坂戸、鶴ヶ島下水道組合	2,343	H29.06.01	未定
16	鴻巣市	2,310	H20.04.01	未定
17	羽生市	2,310	R05.01.01	未定
18	寄居町	2,310	H04.04.01	未定
19	北本市	2,288	R06.06.01	未定
20	志木市	2,255	H18.07.01	未定
21	三郷市	2,214	R02.04.01	R09.04.01
22	八潮市	2,175	R06.07.01	未定
23	上里町	2,167	H21.06.12	未定
24	上尾市	2,156	H26.10.01	未定
25	秩父市	2,151	R02.11.01	未定
26	松伏町	2,035	H30.08.01	R09.04.01
27	行田市	2,035	H21.04.01	R07.03.01
28	東松山市	2,035	H09.06.01	未定
29	川口市	1,998	H30.07.01	未定
30	蓮田市	1,980	H27.10.01	未定
31	加須市	1,952	R01.10.01	未定
32	草加市	1,947	H29.04.01	R09.04.01
33	毛呂山・越生・鳩山 公共下水道組合	1,925	H01.04.01	R07.10.01
34	宮代町	1,883	H19.04.01	未定
35	杉戸町	1,870	H28.01.01	未定
36	吉川市	1,870	H10.04.01	未定
37	久喜市	1,870	H25.04.01	R09.04.01
38	入間市	1,815	H19.06.01	未定
39	狭山市	1,727	H31.04.01	R08.04.01
40	富士見市	1,650	H17.10.01	未定
41	新座市	1,639	H30.04.01	R08.04.01
42	所沢市	1,639	H21.07.01	未定
43	川越市	1,595	H24.11.01	未定
44	幸手市	1,595	H03.04.01	R08.04.01
45	川島町	1,540	H01.04.01	R07.04.01
46	三芳町	1,540	H27.10.01	未定
47	ふじみ野市	1,367	H21.04.01	未定
48	蕨市	1,309	H12.04.01	未定
49	和光市	1,262	H23.04.01	未定
50	朝霞市	1,155	S57.02.01	未定
51	戸田市	1,023	H29.04.01	未定
	県内平均	1,916		-
	全国平均			-

中川流域加盟団体下水道使用料一覧（令和 6 年 8 月現在）

資料 2

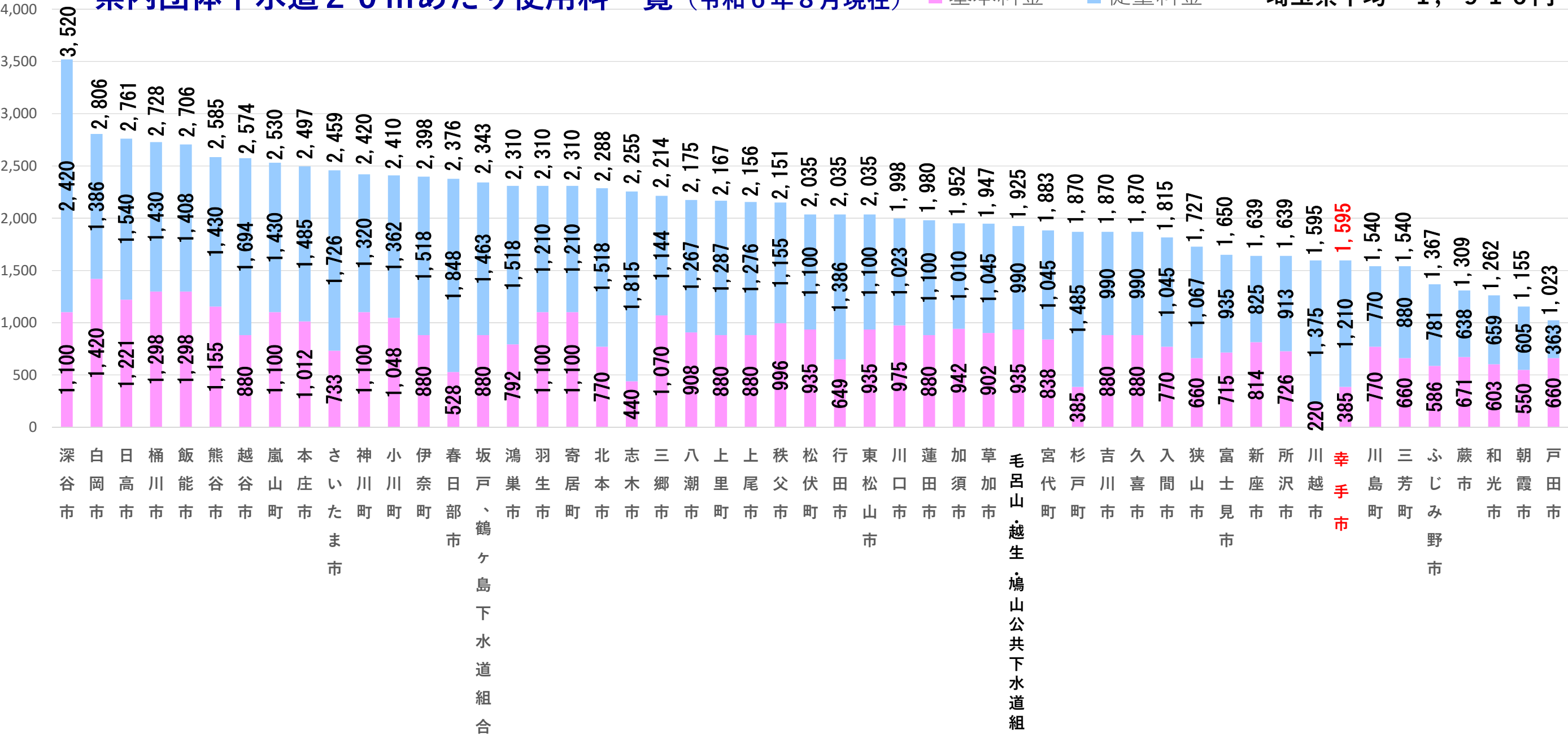
番号	自治体名	下水道使用料（20mあたり）	現行使用料施行年月日	次回使用料改定予定時期
1	白岡市	2,806	R06.04.01	未定
2	越谷市	2,574	R03.09.01	未定
3	さいたま市	2,459	H26.06.01	未定
4	伊奈町	2,398	H30.04.01	未定
5	春日部市	2,376	H28.07.01	R08.04.01
6	三郷市	2,214	R02.04.01	R09.04.01
9	八潮市	2,175	R06.07.01	未定
7	松伏町	2,035	H30.08.01	R09.04.01
8	川口市	1,998	H30.07.01	未定
10	蓮田市	1,980	H27.10.01	未定
11	草加市	1,947	H29.04.01	R09.04.01
12	宮代町	1,883	H19.04.01	未定
13	杉戸町	1,870	H28.01.01	未定
14	吉川市	1,870	H10.04.01	未定
15	幸手市	1,595	H03.04.01	令和8年度予定
	14団体平均（幸手市以外）	2,185	-	-

県内団体下水道 2 0 m³あたり使用料一覧（令和 6 年 8 月現在）

基本料金

従量料金

埼玉県平均 1, 9 1 6 円



＜参考＞使用料の計算方法は団体によって違いがあります。

八潮市の場合： 2 か月に一度検針した使用水量の 1 か月平均を料金表に当てはめます。

2 か月で 4 0 m³使用した場合の計算例（使用水量を 2 0 m³にして計算）

- ・基本料金： 8 2 5 円
- ・ 8 ～ 1 0 m³まで： 6 1 円 × 2 m³＝ 1 2 2 円
- ・ 1 1 ～ 2 0 m³まで： 1 0 3 円 × 1 0 m³＝ 1, 0 3 0 円
- 合 計： 8 2 5 円 + 1 2 2 円 + 1, 0 3 0 円＝ 1, 9 7 7 円
- 消費税加算して： 1, 9 7 7 円 + 1 9 8 円＝ 2, 1 7 5 円となります。

八潮市下水道使用料金表

種類	区分		金額
一般汚水	基本料金	8立方メートル以下の分	825円
	超過料金 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え10立方メートル以下の分	61円
		10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	103円
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	106円
		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	109円
		50立方メートルを超え100立方メートル以下の分	117円
		100立方メートルを超え200立方メートル以下の分	123円
		200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	155円
		500立方メートルを超え300,000立方メートル未満の分	168円
大口汚水	1立方メートルにつき(300,000立方メートル以上であるもの)		103円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき		80円

※八潮市の計算方法の特徴

- ・従量分の使用量が軽減されますが、基本料金は毎月 8 2 5 円（税抜）がかかります。

幸手市の場合： 2 か月に一度検針した使用水量をそのまま料金表に当てはめます。

2 か月で 4 0 m³使用した場合の計算例（4 0 m³で計算した額を 2 か月で割る計算）

- ・基本料金： 7 0 0 円
- ・ 1 1 ～ 3 0 m³まで： 7 0 円 × 2 0 m³＝ 1, 4 0 0 円
- ・ 3 1 ～ 4 0 m³まで： 8 0 円 × 1 0 m³＝ 8 0 0 円
- 合 計： 7 0 0 円 + 1, 4 0 0 円 + 8 0 0 円＝ 2, 9 0 0 円
- 1 か月に換算すると： 1, 4 5 0 円
- 消費税加算して： 1, 4 5 0 円 + 1 4 5 円＝ 1, 5 9 5 円となります。

幸手市下水道使用料金表

使用料体系の 概要・考え方	基本料金(税抜き) 一般汚水	排除汚水量10 立方メートルま で	700円
	超過料金(税抜き)	10立方メートルを超え30立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-10立法メートル)×70円]
		30立方メートルを超え60立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-30立法メートル)×80円+1,400円]
		60立方メートルを超え100立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-60立法メートル)×100円+3,800円]
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	[基本料金+(汚水排出量-100立法メートル)×120円+7,800円]
		300立方メートルを超えるもの	[基本料金+(汚水排出量-300立法メートル)×140円+31,800円]
	公衆浴場(税抜き)		[(汚水排出量×60円)]

※幸手市の計算方法の特徴

- ・従量分の使用量が多くなるほど負担が増えますが、基本料金は2 か月で 7 0 0 円（税抜）

1 か月に換算すると 3 5 0 円（税抜）となり、他団体と比べ安くなっております。

一部抜粋

幸手市公共下水道事業経営戦略

令和 3 年度～令和 12 年度

幸手市

令和 3 年 3 月

第4章

経営の基本方針

本市公共下水道事業の経営課題の解決を目指し、本計画において次のような経営理念を掲げることとします。

経営基盤の強化と効率的・計画的な事業運営によって、
衛生的で快適な暮らしを持続的に市民へ提供します

経営理念の実現に向けて、次のとおり3つの基本方針を定めます。

（１）基準外繰入金の削減と経費回収率の向上

下水道事業運営においては、汚水処理に要する費用を使用料で賄うことが原則とされています（汚水私費の原則）。汚水私費の原則に基づく自律的な経営基盤を構築していくために、短期的な観点に加えて、中長期的な観点から適正な使用料水準を検討していきます。

短期的な観点からは、基準外繰入金の削減による現金不足を補うことを目標として、使用料水準の検討を行います。また、中長期的な観点からは、本市における使用料収入・繰入金・企業債等の様々な財源の適正なバランスを検討したうえで、経費回収率の向上を目標として、使用料水準の検討を行います。

（２）費用対効果等を踏まえた計画的な未普及整備の実施と接続促進

未普及整備に当たっては、今後の人口減少に伴う下水道利用者の減少を見据え、費用対効果や整備後の経済性・効率性を考慮して対象地区を選定したうえで、優先順位を定めて計画的に整備を実施していきます。対象地区の選定や優先順位を定める際は、各種の管理指標を用いて将来の見込みを立てたうえで、市民ニーズを考慮して総合的に判断していきます。

また、既整備地区に加えて新規整備地区においても水洗化の普及啓発活動を実施し、水洗化率を向上させていきます。

（３）組織体制や業務分担の適正化

未普及整備と老朽化対策の双方に対応していくため、職員数を維持し、ノウハウや知識の継承に向けた検討を進めるとともに、効率的な組織体制・業務分担の構築に向けて組織のあり方の見直しを検討していきます。

第6章

今後検討すべき取組み

1. 広域化・共同化について

埼玉県・市町村・（公財）埼玉県下水道公社の３者による「下水道事業推進協議会」への参加を通じて、今後も継続的に最新の知見を取得していきます。

また、近隣の事業体との維持管理業務の共同化を検討していきます。その際、本市と同じく中川流域に接続している近隣事業体に加え、他の流域下水道に接続している近隣の事業体との共同化の可能性も含め、検討を進めていきます。

2. 公民連携について

今後本市では、維持管理や経営管理業務に加え、未普及整備事業の他、老朽化対策等が必要となり、業務量が増加していくことが予想されます。そのような中、職員数を維持する方針のため、職員一人当たりの業務量が増加していくと考えられます。

そのため、今後も適切な下水道サービスを持続的に提供していくためには、行政のみではなく、民間事業者と連携した体制づくりの検討が必要となります。本市においては、現在、ポンプ場や管渠等の維持管理業務を個別に委託していますが、今後はそれらの業務を包括的に委託する包括的民間委託の導入について検討を進めていきます。

3. 組織再編について

先述のとおり、今後本市では、職員一人当たりの業務量が増加していくことが考えられ、適切な下水道サービスを持続的に提供していくためには、より効率的な下水道サービス提供体制のあり方を検討していくことが必要です。そのため、本市の組織の効率的なあり方について、例えば上下水道事業の類似業務を一人の職員が兼務する可能性など、様々な角度から検討を進めていきます。

4. 適正な使用料水準について

短期的には単年度現金収支の赤字を解消することを目標として、適正な使用料水準を検討していきます。また、中長期的には、本市における一般会計繰入金・使用料収入等の諸財源の最適なバランスを目標としながら、経費回収率の向上を目指して、適正な使用料水準のあり方を検討していきます。（Topics「使用料改定ロードマップのケーススタディ（参考）」参照）

ここでは、使用料水準の検討の前提となるいくつかの事項について仮定を置いたうえで、使用料の改定が必要となった場合のロードマップの一例をケーススタディとして紹介します。

① 使用料算定期間の設定

使用料算定期間は一般的に3～5年程度とすることとされています。本市では、令和5年度以降に現金・預金残高が赤字になると見込まれるため、ここでは現金・預金残高が赤字になることを防ぐことを念頭に、令和5年度から令和9年度までを使用料算定期間として改定水準を試算することとします。なお、この場合、使用料改定水準は令和5年度から令和9年度の「平均改定率」として求められます。そのため、単年度でみると現金収支が赤字になることもありますが、5年間全体でみると現金収支が黒字になるような改定率となります。

② 使用料対象経費の整理

使用料収入で回収するべき経費、すなわち「使用料対象経費」を求めます。令和5年度から令和9年度を使用料算定期間とすると、以下の図のように使用料対象経費 1,539 百万円が求められます。そのうち、現在の使用料体系に基づく使用料収入が 837 百万円であり、経費回収率を 100%にするために必要な改定額は 702 百万円（改定率にすると $702 \div 837 \div 83.9\%$ ）となります。

図 使用料対象経費の算定

汚水処理費（※1） 2,611 百万円	
資本費 1,607 百万円	維持管理費 1,004 百万円
繰入金（※2） 1,072 百万円	使用料対象経費 1,539 百万円
要改定分 702 百万円	使用料収入 837 百万円

※1：汚水処理費は、収益的収支における経常費用から、基準内繰入金（水質規制費や高度処理費等）や、国庫補助金等に係る長期前受金戻入を控除したものです。

※2：この繰入金は「分流式下水道等に要する経費」を指します。この繰入金は、汚水処理費のうち、使用料収入で賄うことが適当でないと認められる資本費に対して充当することが制度的に認められた基準内繰入金です。上限はありますが、汚水処理費から控除することができます。

③ 段階的な改定ロードマップの必要性

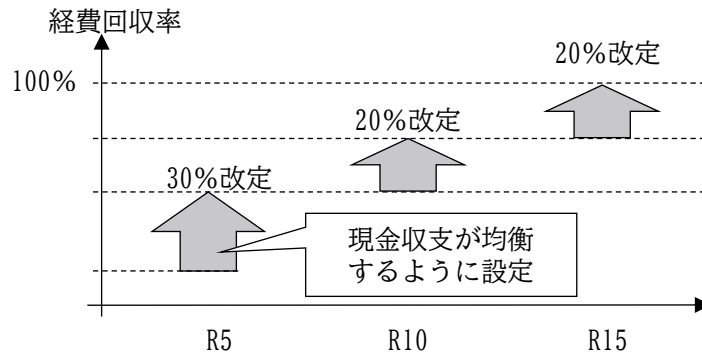
仮に経費回収率 100%を目指して使用料を改定する場合、一度の改定で経費回収率 100%を達成するためには 83.9%の改定が必要となります。改定率が非常に高く、実現可能性が低いと言わざるを得ません。そのため、中長期的な観点から、段階的かつ計画的に経費回収率向上を目指した使用料改定のロードマップの検討が必要になります。

（次頁へ続く）

④ 改定ロードマップのケーススタディ

ここでは、3段階で使用料改定を行う場合をケーススタディとして例示します。使用料改定のスケジュールおよび改定率を以下の図のように設定することとします。なお、1回目の令和5年度の改定においては、基準外繰入金の削減に伴う単年度現金収支の赤字を解消するという短期的な目標を達成できるよう改定率を設定しています。

図 段階的な使用料改定イメージ



【3段階で使用料を改定した場合の結果】

3段階で使用料を改定した場合の単年度現金収支と経費回収率は、以下の図のようになります。図では、参考までに令和22年度までの推計結果を掲載しています。

単年度現金収支は令和6年度までは赤字となりますが、令和7年度以降は黒字に転化し、その後は黒字が継続する見込みです。また、経費回収率については、令和5年度の1回目の改定によって70.6%に上昇し、令和10年度の2回目の改定で85.1%に、そして令和15年度の3回目の改定で100%を達成すると見込まれます。

図 単年度現金収支と経費回収率の見込み

